

議員提出議案第6号

沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	島 袋 大
	瑞慶覧 功
	渡久地 修
	平 良 昭 一
	仲 村 未 央
	金 城 勉
	當 間 盛 夫

理 由

県人事委員会勧告により一般職員の期末手当の支給割合が引下げ改定されること、及び知事等の期末手当の支給割合が一定期間引き下げられること等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を一定期間引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条の規定の適用については、令和4年6月に支給する期末手当にあっては、同条中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定により沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の適用を受ける職員の例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第 号）附則第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「130分の15」とあるのは「155分の10」とする。